

横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度について

2022/05

1 目的

脱炭素社会の実現に向けて、市内に建設する高断熱で高気密な住宅の新築工事や、新築住宅に比べストック数が多い既存住宅の省エネルギー改修等の対策を進めることが重要となっています。

本事業では、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる、室内温度差の少ない住宅の普及を目指し、断熱等性能等級6や7等の高断熱・高気密な住宅の新築や改修への補助を通してモデルを創出し、普及に向けた様々なデータの取得を行います。あわせて、既存住宅の省エネルギー性能を向上させる改修への補助により、民間住宅市場における既存住宅の温暖化対策を誘導します。

これらの補助を実施することで、市内企業等の技術力の向上、市民への普及啓発等の取組を推進することを目的とします。

2 補助種別及び補助上限金額等

補助種別/補助要件	補助対象となる工事の内容	補助上限額
□新築（横浜市内に建設される住宅であること）		
① 一戸建て住宅の場合 （以下（ア）～（ウ）を全て満たすこと） （ア）外皮平均熱貫流率が0.26W/(㎡・K)以下（等級7） （イ）気密性能の測定を実施し、相当隙間面積（C値）が1㎤/㎡以下 （ウ）BELSにおいて、☆☆☆☆☆かつ『ZEH』の評価・認証を受けた住宅	外気等に接する開口部の窓及びドア並びに躯体等の断熱材等の建材の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、断熱等性能等級5（『ZEH』相当）の工事からの掛かり増し費用	200万円
② 一戸建て住宅の場合 （以下（ア）～（ウ）を全て満たすこと） （ア）外皮平均熱貫流率が0.46W/(㎡・K)以下（等級6） （イ）気密性能の測定を実施し、相当隙間面積（C値）が1㎤/㎡以下 （ウ）BELSにおいて、☆☆☆☆☆かつ『ZEH』の評価・認証を受けた住宅		150万円
③ 共同住宅の場合 （以下（ア）～（ウ）を全て満たすこと） （ア）外皮平均熱貫流率が0.36W/(㎡・K)以下 （イ）気密性能の測定を実施すること （ウ）BELSにおいて、☆☆☆☆☆の評価・認証を受けた住宅		60万円
□改修（横浜市内に存する耐震性を有する住宅であること（工事の完了までに、耐震改修が施工完了するものを含む。））		
④ 一戸建て住宅の場合 （以下（ア）～（ウ）を全て満たすこと） （ア）外皮平均熱貫流率が0.26W/(㎡・K)以下（等級7） （イ）気密性能の測定を実施すること （ウ）BELSを取得すること	外気等に接する開口部の窓及びドア並びに躯体等の断熱材等の建材の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、断熱等性能等級5（『ZEH』相当）の工事からの掛かり増し費用	200万円
⑤ 一戸建て住宅の場合 （以下（ア）～（ウ）を全て満たすこと） （ア）外皮平均熱貫流率が0.46W/(㎡・K)以下（等級6） （イ）気密性能の測定を実施すること （ウ）BELSを取得すること		150万円

⑥ 共同住宅の場合 （以下（ア）～（ウ）を全て満たすこと） （ア）外皮平均熱貫流率が0.36W/(㎡・K)以下 （イ）気密性能の測定を実施すること （ウ）BELSを取得すること	外気等に接する開口部の窓及びドア並びに躯体等の断熱材等の建材の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、断熱等性能等級5（『ZEH』相当）の工事からの掛かり増し費用	60万円
⑦ 一戸建て又は共同住宅の場合 （以下（ア）～（イ）を全て満たすこと） （ア）外皮平均熱貫流率が0.87W/(㎡・K)以下 （イ）BELSを取得すること	【補助率23%】 エコリノベーション等工事（「6 補助対象工事及び補助金額」において指定するもの）において、必要な建材及び設備等のうち、実施要領の別表に掲げるもの	一戸建ては 50万円 共同住宅は 15万円 ※国の省エネ改修補助事業（「こどもみらい支援事業」や、「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」等）は併用できません。
⑧ 一戸建て又は共同住宅の場合 居室1室以上の全ての開口部及び複数の開口部について、仕様基準を満たす住宅等であること	【補助率10%】 エコリノベーション等工事（「6 補助対象工事及び補助金額」において指定するもの）において、必要な建材及び設備等のうち、実施要領の別表に掲げるもの	一戸建ては 50万円 共同住宅は 15万円 ※国の省エネ改修補助事業（「こどもみらい支援事業」や、「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」等）は併用できません。

※ 申請種別①、②、④、⑤については形態上一戸建ての住宅として扱うことが合理的な2戸以下の長屋を含む。

※ 受付先着順。予算額に達した時点で受付を終了します。

3 対象住宅

○横浜市内に存する次に掲げる住宅 ※分譲住宅・賃貸住宅の別を問いません。

- ・一戸建ての住宅（賃貸住宅含む）
 - ・共同住宅及び長屋（賃貸住宅含む）
- ※寮・社宅は対象外

○耐震性能を有する建築物

次のいずれかの要件を満たすもの

- ・昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含みます。）
- ・平成18年国土交通省告示第185号に準ずる耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの

※改修工事の完了までに、耐震改修が施工完了するものを含みます。

4 対象者

- ・対象住宅の所有者、区分所有者及び賃貸住宅管理者

※ 同一所有者に対する補助は、同一年度内に10戸を限度とします。

5 対象工事の発注先

エコリノベーション等工事金額（税込）が100万円以上となる場合は、市内事業者（本社・本店が横浜市内であるもの）への発注が必須となります。

また、補助対象種別①～⑥については、補助対象となる工事を実施する住宅等において、申請する外皮平均熱貫流率の仕様から、意匠及び構造等の他の条件を変更せず、外皮平均熱貫流率が0.6程度となる仕様とした場合の建材費用を比較して算出した場合の見積を含め2社以上の見積もりが必須となります。見積もりは本制度独自用意していますので、要綱、要領をご確認下さい。

6 補助対象工事及び補助金額

※補助金額は、モデル工事費に補助種別ごとに定める補助率を乗じて得た金額となります。

		補助対象建 材・設備等	モデル工事費（※1）	仕様・備考
A. 断熱性能に関する改修工事	既存開口部の断熱改修	窓 外窓交換(※古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事) 内窓設置	: 大 16.8 万円 / 箇所 中 12.8 万円 / 箇所 小 11.2 万円 / 箇所	■国土交通省所管の「こどもみらい住宅支援事業」(事務局はこどもみらい住宅支援事業事務局) (以下「こどもみらい住宅支援事業」という) において登録されている建材のうち、「省エネ」または「省エネ・防音」の区分の建材であること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。 <外窓・内窓> 大: 2.8 m ² 以上 中: 1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満 小: 0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満 <ガラス交換> 大: 1.4 m ² 以上 中: 0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満 小: 0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	■外壁 ■屋根・天井 ■床	【一戸建ての住宅】 外壁: A-C 区分 13.6 万円/m ² D-F 区分 20.4 万円/m ² 屋根・天井: A-C 区分 4.8 万円/m ² D-F 区分 8.2 万円/m ² 床 : A-C 区分 16.26 万円/m ² D-F 区分 24.4 万円/m ² 【共同住宅等】 外 壁: A-C 区分 48.0 万円/m ² D-F 区分 74.1 万円/m ² 屋根・天井: A-C 区分 7.2 万円/m ² D-F 区分 11.5 万円/m ² 床 : A-C 区分 19.5 万円/m ² D-F 区分 32.5 万円/m ²	■「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材、または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもので、厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。 ■断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A-C 区分: 熱伝導率(W/m・K) 0.052~0.035 D-F 区分: 熱伝導率(W/m・K) 0.034 以下

B. 設備改修工事等	設備の高効率化工事	■太陽熱利用システム	: 45.2 万円/戸	■「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材であること。なお、登録されていない場合は以下の要件を満たすものであること。 ・強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 (蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)	
		■高断熱浴槽	: 34.9 万円/戸	■「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材であること。なお、登録されていない場合は以下の要件を満たすものであること。 ・JIS A 5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	
		■高効率給湯器	: 24.3 万円/戸	・電気ヒートポンプ給湯器	・JIS C 9220 に基づく年間給湯保温効率(ただし、当該給湯機がふろ熱回収機能を有する場合は、ふろ熱回収なしの値)、又は年間給湯効率が 3.0 以上
				・潜熱回収型ガス給湯器	・給湯部熱効率が 94% 以上であること。
				・潜熱回収型石油給湯器	・連続給湯効率が 94% 以上であること。
				・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器	・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が 102% 以上であること。
		■節湯水栓	: 5.3 万円 / 台	■「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材であること。なお、登録されていない場合は以下の要件を満たすものであること。 ・JIS B 2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。	
		■家庭用コージェネレーション設備	: 13.0 万円/戸	■燃料電池発電ユニット ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 ■ガスエンジン給湯器 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準(JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV 基準)で 80% 以上であること。	
		■蓄電池	: 13.0 万円/戸	■ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。	
		■LED照明	: 13.0 万円/戸	■工事を伴うものに限る。	

※補助申請金額は、モデル工事費又は実際の工事費に要綱第5条第1項第2号に掲げる補助率を乗じて得た金額の合計額とする。

※補助申請額は、要綱第5条第1項第2号に基づき千円未満を切り捨てた額とする。

7 普及啓発への協力

補助対象者には、補助対象種別ごとに次に掲げる普及啓発活動に御協力いただきます。

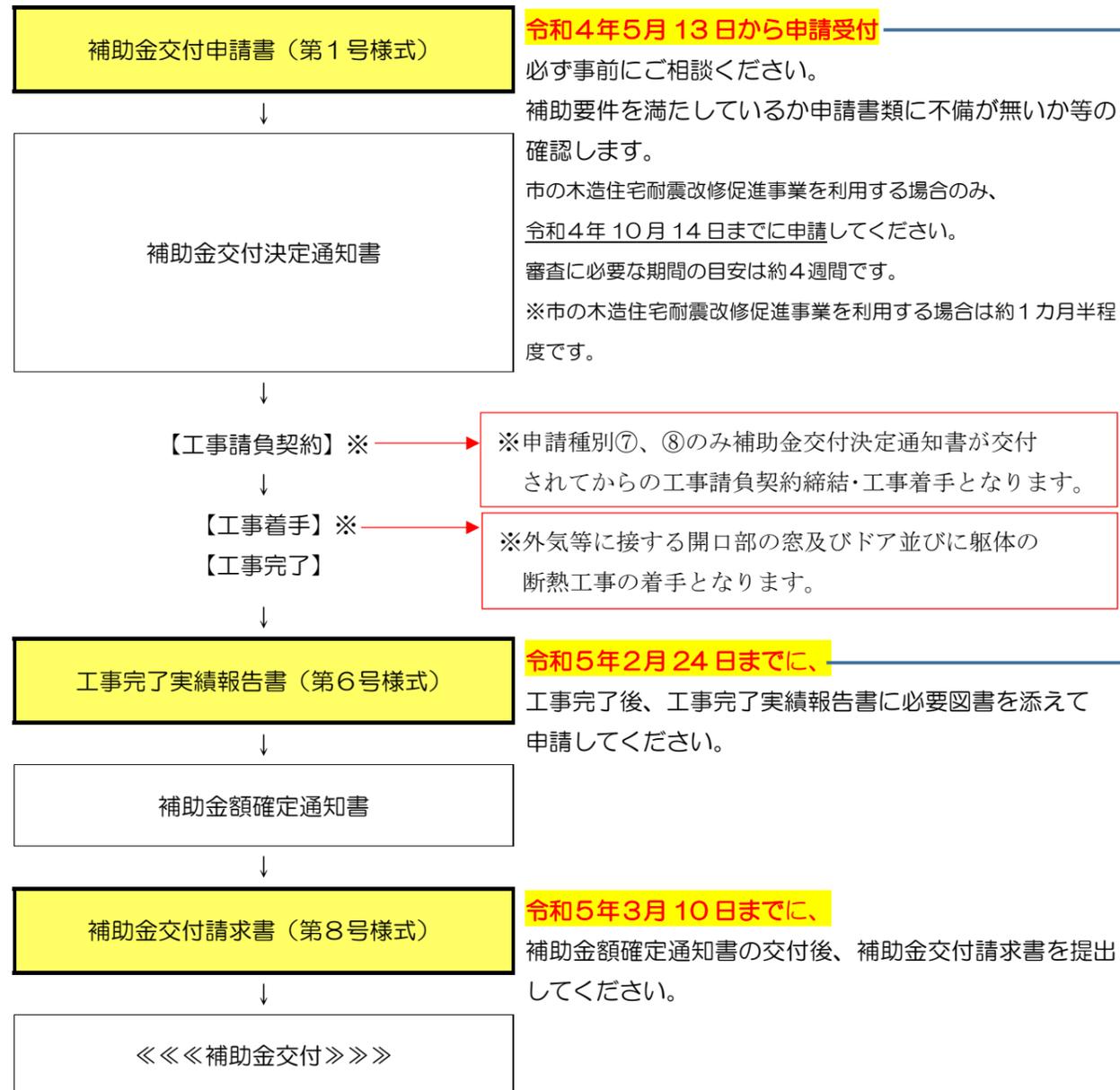
○補助対象種別①～⑥の住宅

- 入居又は改修後 12 カ月間分の温湿度測定データの提供
- 室内表面温度の測定
- 入居又は改修後 12 カ月間分の電気及びガス等のエネルギー消費量データの提供
- 入居又は改修後に2回の住み心地等についてアンケートへの回答
- 設計上で配慮した事項に関する設計者の見解
- 施工上で配慮した事項に関する工事施工者の見解
- 施工中及び完成時に市民及び事業者を対象とした見学会の実施
- その他、省エネ住宅の普及啓発に必要な取組

○補助対象種別⑦～⑧の住宅

- 改修前及び改修後1年間のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータ記録
- 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE 健康チェックリストを用いた評価）

8 手続の流れ（概要）



令和4年5月13日から申請受付

必ず事前にご相談ください。
補助要件を満たしているか申請書類に不備が無いかな等の確認します。
市の木造住宅耐震改修促進事業を利用する場合のみ、
令和4年10月14日までに申請してください。
審査に必要な期間の目安は約4週間です。
※市の木造住宅耐震改修促進事業を利用する場合は約1カ月半程度です。

※申請種別⑦、⑧のみ補助金交付決定通知書が交付されてからの工事請負契約締結・工事着手となります。

※外気等に接する開口部の窓及びドア並びに躯体の断熱工事の着手となります。

令和5年2月24日までに、

工事完了後、工事完了実績報告書に必要な図書を添えて申請してください。

令和5年3月10日までに、

補助金額確定通知書の交付後、補助金交付請求書を提出してください。

【参考】詳細な手続の流れ

補助金交付申請書（要綱第1号様式）

申請者 ⇒ 横浜市

【必要書類】

- 位置図
- 補助申請額の内訳表(要領第1号様式) (第3条第1項第1号及び第2号の工事を行う場合に限る。)
- 補助申請額の内訳表(要領第3号様式) (第3条第1項第3号の工事を行う場合に限る。)
- 補助対象工事に係る見積書(第3条第1項第3号の工事を行う場合に限る。)
- 補助対象とする建材・設備等を表示した関係図面(配置図、平面図、立面図、断面図等)
- 改修する箇所の現況写真等(配置図、平面図等に撮影位置を図示すること) (第3条第1項第2号及び第3号の工事を行う場合に限る)
- BELS評価書(第3条第1項第3号イの場合を除く。なお、交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式)
- 補助対象の工事を実施する住宅の新築(増築)時の建築確認通知書(確認済証)の写し等(第3条第1項第2号及び第3号の工事を行う場合に限る)
- 省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書(要領第4号様式)
- その他市長が必要と認める図書

- 審査確認チェック表
- 申請者が所有者と分かる書類
- 性能の分かるパンフレット等(性能を示す必要がある場合)
- 市内事業者であることを証する書類など
- 委任状(代理申請の場合)

a 補助金交付決定通知書 横浜市 ⇒ 申請者

↓ 工事請負契約※

※申請種別⑦、⑧のみ補助金交付決定通知書が交付されてからの契約締結・工事着手となります。

↓ 工事着手※

※外気等に接する開口部の窓及びドア並びに躯体の断熱工事の着手となります。

↓ 工事完了

《《工事完了し、工事費用の支払が完了した後》》 **※令和5年2月24日までに提出してください。**

工事完了実績報告書（要綱第6号様式）

申請者 ⇒ 横浜市

※申請書には、a補助金交付決定通知書の番号・日付を記入

【必要書類】

- 工事施工中の写真(配置図、平面図等に撮影位置を図示) ※工事写真帳台紙を使用
- 工事完了後の完成写真(配置図、平面図等に撮影位置を図示) ※工事写真帳台紙を使用 ※仕様の分かる写真(製品型番号など)を貼付
- 工事請負契約書及び領収書の写し
- 契約金額の内訳書
- その他
 - 改修前のエネルギー消費量(電気・ガス)のデータ記録表 など
 - 改修前の住まいの健康性の評価(CASBEE 健康チェックリスト)

b 補助金額確定通知書 横浜市 → 申請者

《《補助金額確定通知書の交付後》》 **※令和5年3月10日までに提出してください。**

3 補助金交付請求書（要綱第8号様式） 申請者 → 横浜市

※請求書には、b補助金額確定通知書の番号・日付を記入。

(申請者の方の押印が必要となります。)

(注) 請求書の口座名義人(フリガナ)・口座番号等は**金融機関届出どおり正確に御記入**ください。

《《補助金の交付》》